



Tokyo Tech



Tokyo Tech

森補佐官「女性と経済勉強会」

「雇用における性差別と 司法及び行政の課題」

2022年9月15日 治部れんげ

本日の要点



Tokyo Tech

- **女性の経済的自立を掲げる岸田政権
最重要課題のが男女間賃金格差の是正
⇒企業の開示ルール見直し*1**

【私見】

- **企業の自主的な取り組みだけではダメ**
- **司法が役割を果たす必要がある**
- ⇒ **果たせていないことを示す事例を共有**

*1: 国際女性の日にあたっての岸田内閣総理大臣ビデオメッセージ(2022年3月8日)
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220308message.html

前提：女性の経済的自立

- ①教育：稼げる分野に女性が少ない
(学歴、専攻分野のジェンダー非対称)
- ②両立：家事育児介護等の無償ケア労働の負担
(先進国で男女の家事育児時間は2：1、
日本は5：1等)
- ③規範：性別役割分業意識の強さ
- ④選好：女性が男性に比べてリスク回避的
であることは数々の経済実験等で立証されている
- ⑤差別：同学歴、同職種における性差別
⇒市場では解決できない問題 = 政府の仕事

事例1) 中国電力 性差別賃金訴訟

- 原告は1981年に高卒で中国電力に入社。
男女の職域分離（女性は男性の補助）が強かったが、原告は自ら男性の仕事（後輩育成等）を引き受けた。
- 原告は2000年には営業開発の中心業務（電気温水器）を担当、主任を抜いて営業成績トップ
⇒後輩は昇格昇進、原告は平社員のまま。
- 2008年、職能等級と職位の地位確認、損害賠償請求を会社に求め、広島地方裁判所に提訴

*2: 「日経DUAL」掲載記事（2014年2月20日）
(<https://dual.nikkei.com/article/020/31/>)

事例1) 司法の判断

- 2011年に広島地裁は請求棄却、原告控訴
- 控訴審で中国電力は広島高等裁判所に2001年～2011年の賃金データを提出
- 2013年に広島高裁は控訴を棄却。
男女で昇格や賃金に格差があることは認めつつ、
性差別ではないと判断
- 同年、原告は最高裁判所に上告
- 2015年に最高裁で原告の敗訴が確定

事例1) 統計の専門家が 最高裁に意見書を提出

- 職場の性差別をどう認定するのか？
会社が高裁に提出した賃金データを
シカゴ大学・山口一男教授が分析し意見書を提出
- 例) 平成13年度の賃金データ
同期同学歴の男性83人、女性35人を賃金が高い
順に並べると、1～54番が全員男性。55番が女性。
56～75番が男性。76番が女性。
- このようなことが偶然起こる確率を計算

**「賃金上昇機会に男女の平等があれば、
トップ 54 人が全て男性になることは、1兆
回に2回も起こらない」 (山口教授)**

**賃金順位の 55 番目から 75 番目までに女
性が 0 人か 1 人のみとなる確率は 1 京分
の 1のさらに177 分の 1 という限りなく 0
に近い数字になる**

**⇒性差別がなかったら、
こんな賃金格差は起こらない、と主張**

裁判所＝司法が人権擁護の砦になっていない？

(少なくとも性差別賃金訴訟においては)

- 非常に分かりやすいロジックでも性差別の存在を認定しない裁判官
- 科学的な手法による立証を理解できないのか？
- もしくは裁判官のジェンダーバイアス？

【結論】

司法の改革が必要

- ・ 裁判官へのジェンダー教育
- ・ 特に上級審の裁判官への啓蒙
- ・ 今のままでは勇気ある、ごく一部の者が声をあげ、仮に地裁でジェンダー視点に基づく判断が出されても、上級審がジェンダー視点を欠く場合、その判断が覆されて救済されない⇒国家が性差別を追認

前提：女性の経済的自立（再掲）

- ①教育：稼げる分野に女性が少ない⇒**理系女性増加策**
（学歴、専攻分野のジェンダー非対称）
- ②両立：家事育児介護等の無償ケア労働の負担
（先進国で男女の家事育児時間は2：1、
⇒**男性育休、働き方改革** 日本は5：1等）
- ③規範：性別役割分業意識の強さ⇒**内閣府男女局調査**
- ④選好：女性が男性に比べてリスク回避的
であることは数々の経済実験等で立証されている
⇒**gendered innovation**
- ⑤差別：同学歴、同職種における性差別⇒**政策課題の**
⇒**市場では解決できない問題 = 政府の仕事 認知低い**

政府への期待

- 一般の労働者にとって、
訴訟は時間、費用、精神的コストが高い
- 勝てる見込みが薄く、
- 仮に勝っても賠償金が安い
⇒多数の働く女性が泣き寝入り
- 紛争解決機関の担い手に対する
ジェンダー教育の徹底が必要
- 裁判に至る前に早期解決をはかるため
行政機関による実効性ある紛争解決システムへの
改善が必要

ありがとうございました